

■砂利採取業務主任者合格証（認定証）の再交付に必要な書類
（砂利採取業者の登録等に関する規則第14条）

○ 再交付申請書

- 注） ・ *印の項は、記載しないこと。
・ 「（合格証・認定証）」の部分（2か所）は、再交付の申請を行わない方をそれぞれ取消線で抹消すること。

○ 写真

手札形（縦6cm、横4cm）とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの

（根拠法令）砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年省令第80号）
（合格証等の再交付の手続き）

第14条 第11条の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失ってその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの）を添付して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

再 交 付 申 請 書

* 整 理 番 号	
* 受 理 年 月 日	年 月 日
* 再 交 付 年 月 日	年 月 日

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住 所

氏 名

印

砂利採取業務主任者試験（合格証・認定証）の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第14条の規定に基づき、申請します。

生 年 月 日	
(合格証・認定証)の番号	
理 由	